

改正

平成27年2月27日告示第23号

平成30年6月29日告示第92号

令和4年3月31日告示第48号

令和5年2月28日告示第22号

大田原市クリーンエネルギー自動車購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民のクリーンエネルギー自動車の購入を積極的に支援することにより、地球温暖化防止の推進及び大気汚染の改善を図るとともに、災害時の非常用電源としての活用に資するため、大田原市クリーンエネルギー自動車購入費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、大田原市補助金等の交付に関する規則(昭和51年規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) クリーンエネルギー自動車 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車をいう。
- (2) 電気自動車 搭載された電池又は燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「法」という。)第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。)をいう。
- (3) プラグインハイブリッド自動車 搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。
- (4) 新車 法第7条第1項の規定による新規登録を受ける自動車をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、クリーンエネルギー自動車を購入する事業とする。

(補助対象車両)

第4条 補助金の交付の対象となる車両(以下「補助対象車両」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) クリーンエネルギー自動車(新車に限る。)であること。

(2) エンジンで発電した電力を車両外部に供給できる機能を有すること。(プラグインハイブリッド自動車に限る。)

(3) 使用の本拠の位置が市内であること。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 自家用自動車として使用する目的で、補助対象車両を新車で購入する者

(3) 市税等を滞納していない者(同一世帯の者を含む。)

(補助対象経費)

第6条 補助金の対象となる経費は、クリーンエネルギー自動車の購入に要する経費とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象車両1台につき100,000円とする。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、予算の範囲内でこれを交付し、補助対象者1人当たり補助対象車両1台とする。

(交付の申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象車両の新規登録及び支払(分割払の場合は、初回の支払)が完了した日の属する年度の末日までに大田原市クリーンエネルギー自動車購入費補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業調書(様式第2号)

(2) 補助対象車両の購入に係る契約書の写し

(3) 補助対象車両の購入に係る領収書の写し(分割払の場合は、当該分割払に係る契約書等の写し)

(4) 補助対象車両の自動車検査証の写し

(5) 補助対象車両のカタログ又は仕様書

(6) 補助対象車両の保管場所の位置図

(7) 補助対象車両の保管場所において、その補助対象車両の自動車登録番号が確認できるように撮影した写真

(8) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請書は、提出日の順に受け付けるものとする。

(交付の決定)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

(実績報告の省略)

第11条 この補助金については、規則第10条ただし書の規定により、実績報告書の提出を省略するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、規則第5条第1号の規定により補助金の交付決定を受けた者が規則第13条第1項各号に該当するときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。この場合において、既に交付した補助金があるときは、規則第14条の規定により返還を命じなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年2月27日告示第23号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則 (平成30年6月29日告示第92号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日告示第48号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (令和5年2月28日告示第22号)

この要綱は、告示の日から施行する。